

一般社団法人兵庫県理学療法士会

名誉士会員に関する規程

(目的)

第1条 永年に渡り本会への貢献のあった会員に対し、その業績に感謝し士会活動への参加が継続できるよう、名誉士会員制度を設ける。名誉士会員に関する事項は本規程によるものとする。

(資格)

第2条 本会を退会しようとする会員又は退会した会員が以下の条件を満たした場合、退会后、名誉士会員候補者となる。

1. 年齢 60 歳以上かつ 35 年以上の会員歴を有し、士会功労賞、会長賞、会長特別賞の何れかを受賞した会員又は元会員。
2. 第 2 条 1 項に準ずると理事会で認められた会員又は元会員。

(承認)

第3条 名誉士会員は次の手続きにより承認される。

1. 名誉士会員候補者が退会にあたり士会活動への参加の継続を希望する場合、事務局に名誉士会員の申請を行う。
2. 理事会は、速やかに審議を行い、資格要件を満たしていると判断した場合、名誉士会員として承認する。

(適用)

第4条 名誉士会員は、次の各項の事項が適用されるものとする。

1. 本会主催各種行事への参加資格。
2. 「理学療法兵庫」、「士会だより」、その他配布物の配送。

(その他)

第5条 この規程の改廃は、理事会の議決を必要とする。

附則

1. この規程は、平成 26 年 1 月 25 日より施行する。